

2027 年度入学者選抜
災害被災に伴う学納金等の対応について

昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部

昭和音楽大学では、災害救助法適用の指定災害に被災された2027年度入学者選抜の志願者の方の受験機会、入学機会を保障するため入学検定料の免除及び学納金の減免等を行います。

記

1. 対象者

以下の2027年度入学者選抜志願者のうち、2026年度に災害救助法に適用された地域に本人またはその保証人(家計支持者)が居住し、被災を受けた方

大学音楽学部、短期大学部音楽科、大学音楽専攻科、大学院音楽研究科

※適用地域は以下よりご確認ください。

[災害救助法の適用状況：防災情報のページ - 内閣府](#)

2. 被災の状況による減免等

①入学検定料 免除

減免決定者には、後日入学検定料を返還いたします。

②授業料 減免

本学「激甚災害に伴う学納金減免規程」に基づき、授業料を減免いたします。

3. 提出書類

※減免を希望される方は、出願前に入試課までお問い合わせください。

①学納金等減免申請書（書式指定）

②市町村等の公的機関の発行する罹災証明書(コピー可)

③志願者の居住地であることを証明できる住民票等

（罹災証明書に居住地であることが記載されている場合は不要。また、高等学校等の発行する調査書に居住地の記載の有る場合は不要）

④家計支持者の罹災（死亡・行方不明・怪我等）を証明できる証明書

→家計支持者の罹災の場合は、志願者との関係を証明できる書類

【お問い合わせ先】 ※平日10:00～18:00

昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部 入試課

(電話)0120-86-6606

(Eメール)showa-nyushi@tosei-showa-music.ac.jp